

児童福祉司の専門性に関する一考察

佐々木 誠二

児童福祉司の専門性に関する一考察

佐々木 誠二*

【要旨】

本研究の目的は『こども虐待による死亡事例等の検証結果等について』の指摘に代表される児童福祉司の専門性の課題について、先行研究におけるその専門性の議論の内容を概観するとともに、専門性を向上させるための方策を考察することである。そのため、児童福祉司に関連する先行研究をレビューした。

その結果および考察から、児童福祉司の専門性に関する具体的な明示は限られており、その背景として、児童相談所が専門機関としてではなく措置機関（行政機関）として人事異動の対象となっていること、児童福祉司の任用資格が「準ずる規定」のため、学問的基盤のあいまいな者が任用されていることが考えられた。児童福祉司の専門性を向上させる方策として、研修や講習にくわえ、省察的実践の視点として児童福祉司の実践に関する振り返りが重要であることが指摘できた。

今後は、児童福祉司の実践の暗黙知を言語化する質的研究からその専門性の検討を行っていく必要がある。

* 会津大学短期大学部幼児教育・福祉学科講師

1. 目的と背景

児童相談所は『児童相談所運営指針』によれば、子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるように子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、その目的を達成するために、児童家庭福祉に関する高い専門性を有することを児童相談所が満たすべき条件の1つとしている（こども家庭庁 2023a）。

近年、児童相談所に関連して子ども虐待に起因する虐待死事例が大きく報道されている。代表的な事例は目黒区虐待死亡事例（2018年3月）、野田市虐待死亡事例（2019年1月）、札幌市虐待死亡事例（2019年6月）である。このような虐待死事例が発生すると、その都度、児童相談所の機能や権限を強化する通知が発出され、児童福祉法や児童虐待防止法の法改正がなされる。例えば、虐待通告受理後48時間以内の安全確認（2007年）や臨検・捜索制度の創設（2008年）、再出頭要求を不要とする臨検・捜索制度への改正（2016年）、立入調査の見直し（2018年）、児童相談所への弁護士、医師、保健師の配置（2019年）などである。

さらに、児童相談所の機能強化に加え、体制強化も進められている。2016年4月に2016年から2019年度を計画期間とする「児童相談所強化プラン」（厚生労働省児童虐待防止対策推進本部）が策定され、2019年度までの4年間に児童福祉司を全国で550人増加させることを計画した。その後、2018年12月に2019年から2022年度を計画期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議）が策定され、計画期間中に2,020人の児童福祉司を増加させることとした。続いて、2022年12月に2023年から2026年度を計画期間とする「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議）が策定され、2023年、2024年の2年間で1,060人程度の児童福祉司の増加を目標とする計画としている。

しかし、このような機能強化や体制強化が進められる一方、社会保障審議会児童部会¹に設置される児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において子ども虐待による死亡事例などの検証が行われ、児童相談所、特に児童福祉司の専門性の確保が課題として指摘されている。例えば、『こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告）』では職員の資質の向上として、子ども虐待で対応すべき基本的事項の実施、アセスメントの再点検、死亡事例の検証結果などの共有や研修の実施により適切な支援につなげるための相談技術の向上が必要である（こども家庭庁 2023b）ことを示している。この指摘は、過去の『子ども虐待による死亡事例等の検証について』で指摘されており、「児童相談所の職員の質の確保（第7次報告）」（厚生労働省 2011）、「専門性の確保（第8次報告～第10次報告）」（厚生労働省 2012, 2013, 2014）としてリスクをアセスメントする能力や高度な専門的知識の習得や相談援助技術の向上が挙げられている。また、「児童相談所の相談援助技術の向上（第11次報告～第18次報告）」（厚生労働省 2015a, 2016a, 2017, 2018, 2019, 2020a, 2021, 2022）として虐待のリスク要因や養育者の背景、適切なアセスメント、面接の技法などに関する事項が継続的に提言されており、児童福祉司の資質の向上が必要であることを示している。制度面からも、2024年4月から子ども家庭福祉についての専門的な知識、技術、その専門性を客観的に担保し評価する仕組みとして「こども家庭ソーシャルワーカー」が導入される。このように児童福祉司の専門性を確保することが現在の大きな課題となっている。

それでは、児童福祉司に求められる専門性とは専門的な知識や技術を身につけることで確保されるのだろうか。例えば、児童福祉司任用前講習会や児童福祉司任用後研修が実施されており、30時間の研修が定められている（雇児発 0331 第16号「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当

者の研修等の実施について」)。さらに、「こども家庭ソーシャルワーカー」では、①子ども家庭福祉指定研修（一律 100.5 時間）と②ソーシャルワークにかかる研修（実務経験者 97.5 時間、保育所等保育士 165.5 時間）により研修時間は増加している。このような対応策が講じられていても、児童福祉司の専門性が課題として継続して挙げられていることは、対応策が状況を好転させるに至っていない現状を示しているとも考えることもできる。

そこで、本研究は児童福祉司の専門性に焦点を当て、①児童福祉司の専門性についてどのように論じられてきたのかを概観するとともに、②児童福祉司の専門性を向上させるための方策を考察することを目的とするものである。

2. 研究の方法

本研究では先に挙げたように、児童福祉司の専門性がどのように論じられてきたのか概観するため、NDL ONLINE（国立国会図書館）、J-STAGE（国立研究開発法人科学技術振興機構）を用いて「児童相談所」「児童福祉司」「専門性」をキーワードとして検索するとともに、情報探索法により対象となる文献を網羅的に収集した。また、web 上で入手できなかった図書などについては、会津大学短期大学部附属図書館、国会図書館遠隔複写サービスにより収集した。収集した文献に関して、児童福祉司の専門性について述べている研究をもとにレビューをする。

また、児童福祉司の専門性を向上させるための方法を考察するために、その目的に一致する海外の文献を含めて収集した。

なお、一般的に専門職研究という場合、専門性と専門職性、専門職制度の 3 つの側面が考えられるが、ここでは秋山の分類（表 1）に基づき、実践・援助の方法・技術的な観点から児童福祉司の専門性の概観を行うため「専門性」を、理念・目的の達成手段としての養成の観点から「専門職性」を中心に取り上げることとする。

秋山は社会福祉における「専門性」は次の①社会福祉の専門性、②ソーシャルワークの専門性、③施設・機関の専門性、④職員の専門性の 4 点の意味で用いられてきたと整理し、専門性と専門職性の概念の区別が不明瞭であると論じた（秋山 2007）。そして、専門性を「学問・探求レベル」の概念と位置づけ、「専門職性の基礎となる、抽象度が高い『学問・研究のレベル』の課題を持つ項目」（秋山 2007：115）とし専門職性を「『職業のレベル』の課題を持ち、社会における『職業としての社会福祉』としての要点となる項目」（秋山 2007：115）と概念規定を行っている。

3. 倫理的配慮

本研究の対象は、行政文書や先行研究といった文献であり、個人が特定される情報は含まれていない。また、文献レビューに際しては、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定（2018 年 5 月 27 日施行）」、「日本社会福祉学会研究倫理規定にもとづく研究ガイドライン」を順守している。

表 1 援助専門職の専門性・専門職性・専門職制度の要点

	専門性	専門職性	専門職制度
A レベル	学問・研究	職業	制度・システム
B 理念・目的	独自の視点 アプローチの探求 知識の探求	実用性・有用性の重視 問題解決・援助 生命・生活・人生への支援 生活と人権の擁護	サービス利用者のための社会的発言力の強化 職業的確立 身分安定 社会的承認
C 理論	理論的体系 学問の総体的独自性	独自の対象 方法の探求 業務の探求	試験科目
D 実践の方法・技術 (サービス利用者のための)	実践・援助の方法・技術の探求	独自の技術習得と開発 技術の普遍化	技術テスト 技術レベルの確保
E 手段的価値	価値の解明 独自の価値	秘密保持 非審判的態度 受容 専門職的権威 情緒的中立性 利用者の自己決定 個性性の尊重	禁止条項(懲罰) 倫理綱領
F 理念・目的の達成手段 (専門職のための)	研究方法 (文献研究・調査・観察)	専門職集団組織化 養成 訓練・研修 チームワーク スーパービジョン 多職種との連携	有資格者集団 法定資格 民間認定資格 人材確保の財源 業務指針 配置基準 給与体系 労働条件 専門職的下位文化

出典：秋山 (2007 : 117)

4. 結果

本節では専門職の要件を示す「属性モデル」についての先行研究を中心に概観することにより、どのような要素に重きをおいて専門職の概念が定義されてきたか明らかにする。そのために、まずは、児童福祉司が包含される社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）に関する専門性を論じるとともに、他の対人援助専門職（本研究では医師と教師）に関する専門性について論じる。その後、児童福祉司の専門性が論じられている先行研究を概観し、最後に児童福祉司の専門性を向上させる方策（専門職性）について検討することとする。

4.1. 社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の専門職性について

ソーシャルワークにおいて、その専門性を考える契機になったのは、フレックスナー (Flexner, A.) が 1915 年に全国慈善矯正事業大会 (National Conference of Charities and Correction) において「ソーシャルワークは専門職か？」と題した講演を行ったときと考えられる。フレックスナーは専門職として認知されている弁護士、医師、牧師を分析し、専門職として成立するための 6 つの属性を提示した。その基準とは、①個人的責任を伴う知的な活動であること、②学問的であること、③実践的であること、④教育的な訓練によって伝達可能な技術があること、⑤専門職団体を組織すること、⑥利他主義であることを挙げ、現時点でソーシャルワークは専門職ではないと指摘した (Flexner 1915)。

このフレックスナーの指摘を受け、リッチモンド (Richmond, M.) は『社会診断』を著し、ケースワークの理論と方法をまとめ、その実践は慈善ではなく専門的な実践であり、対象者について主体性

をもった環境のなかの人であるとその基本的な態度を示した (Richmond 1917) . その後もグリーンウッド (Greenwood, E.) やミラーソン (Millerson, G.) , わが国では石村善助や秋山智久らが専門職の要件について論じている.

例えば, グリーンウッドは①体系的理論, ②権威, ③コミュニティの承認, ④倫理綱領, ⑤文化 (Greenwood 1957) が専門職の属性であると示した. そして, ソーシャルワークはこれらの属性を満たしているとして, 「ソーシャルワークはすでに一つの専門職業」 (Greenwood=1972 : 192-3) であると論じた. その後, ミラーソンは先行研究で挙げられる専門職の特徴から, 「①専門職として理論的知識に基づく技術を有すること, ②その技術は訓練と教育が必要であること, ③専門職は試験に合格することで能力を証明しなければならないこと, ④行動規範の遵守によりその統一性が保たれること, ⑤そのサービスは公共の利益のためにあること, ⑥専門職は組織化されていること」 (Millerson 1964 : 4) と 6 点にまとめた. このミラーソンの主張は「東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間報告」 (東京都社会福祉審議会 1967) にも影響を与えている. 「東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間報告」では, スペシャリスト, 専門職者, 準専門職者と分類し, 専門職者は将来, 大学院修了者または更なる臨床経験などが必要になるとしている. 加えて, 大学卒業者を中級, 短期大学レベル (保育士や社会福祉主事, 各福祉司など) を初級とし, ソーシャルワーカーに関しては, 短期大学レベルの養成を今後否定すべき (東京都社会福祉審議会 1967) と論じた.

さらに, 秋山は社会福祉の専門職性の確立・向上の課題として, 5 点挙げているが, そのなかで社会福祉とは何か, 人に関わることの意味は何かという「社会福祉哲学」構築の必要性を取り上げている. 主要なヒューマン・サービスの職業は哲学を持っており, 医師の哲学, 教育哲学, 社会哲学, 歴史哲学などを例示し, 人間の苦しみや悲しみに関わる社会福祉に哲学がないことを疑問視している (秋山 2007) . また, 秋山は援助専門職の中心的な価値観と, その援助対象の限界を次のように表している.

表 2 援助専門職の中心的な価値観と援助対象の限界

	中心的な価値観	援助対象の限界
1 教育者	人間の成長 (知徳体)	教育不可能 (ex.植物状態患者)
2 法律家	正義と良心	法律無能力者・禁治産者・法律なし
3 医者	心身の健康・治療	治療不可能・植物状態患者・不治永患
4 聖職者	魂の救済	異教徒・異端者
5 社会福祉専門職	人間尊重に立つ全人的援助 社会生活上の基本的ニーズの充足	無し 【すべてかけがえのない存在】

出典：秋山 (2007 : 130)

そして, 社会福祉専門職の実践を支える内面の要件として, 専門的知識・技術の修得と応用が実践の根本を支えるものとして重要視されており, その他「感受性・洞察力」「人間尊重に立脚する価値観」「情熱・使命感」が調査の結果で表れている (秋山 2007) .

このように研究者によって専門職の要件となる属性は異なるものの, 日和 (2016) は表 3 のように整理した.

一方で, これらの属性モデルについて, 日和は属性の有無だけでなくその程度も問題にしなければならないと批判的に検討し, ソーシャルワークのような対人援助職は伝達可能な技術などが備わって

いても、目の前のクライアントに理論や技術を適用し、クライアントのよりよい生活に資する必要があるとし、理論や技術を「機械的、マニュアル的に適用するだけでなく、いつ、どこで、どのように用いるかを考え、適切な判断をくださることが求められるのではないか」(日和 2016 : 63)とした。この日和の指摘はソーシャルワークのグローバル定義に関連するものと考えられる。

表 3 専門職の属性の整理

属性の分類	具体的な属性
専門職の活動そのものに求められる属性	知的な活動, 実践的, 技術的
専門家個人に求められる属性	体系的理論, 伝達可能な技術, 利他主義
専門職集団に求められる属性	専門職集団の組織化, テストによる能力証明, 倫理綱領, 専門職的文化
社会との関係に影響を受ける属性	社会的承認, 専門職的権威, 報酬

出典 : 日和 (2016 : 60)

国際ソーシャルワーカー連盟 (IFSW : International Federation of Social Workers) と国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW : International Association of Schools of Social Work) は 2014 年にソーシャルワークのグローバル定義を改正した。その定義では、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」(日本社会福祉士会編 2022 : 2)と規定している。つまり、ソーシャルワーク専門職として、目の前のクライアントに対してどのように支援(実践)をしていくのかということが要諦になっている。

ソーシャルワークは実践に基づいた専門職であると定義されているが、ここでソーシャルワーカーに対する調査を参照する。例えば、全国の社会福祉機関・施設などに所属する社会福祉従事者に対する全国調査である「社会福祉従事者の実践と意識に関する全国調査」では、専門性が完全に確立されていると思われる資格を10点とすると、社会福祉士の専門職の確立度については3.93点(秋山1996)とされており、ソーシャルワーカーにとっても専門職たる専門性を有しているという意識はこの調査からは低調であることが読み取れる。

さらに、政策面からも社会福祉士(ソーシャルワーカー)に関する専門職性に対する言及が見られている。社会福祉士の機能は「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現——新たな時代に対応した福祉ビジョン」(厚生労働省 2015b)において、コーディネーターとしての機能が求められている。この「福祉ビジョン」では新しい地域包括支援体制の実現に向け複数分野の問題や複雑化した問題を有する対象者に相談支援(相談対応や必要となるサービスの検討、プラン作成など)を分野横断的、包括的に提供することが求められるため、分野ごとに支援を行うことでは不十分である(厚生労働省 2015b)と論じている。この新しい地域包括支援体制を担う者として複合的なアセスメントや種々の支援をコーディネートし、社会資源の活用による支援プランを策定できる人材が求められている。そして、そのような調整を図るコーディネーターには「必ずしも、すべての分野に精通した特別な存在である必要はない。幅広い、ただし基本的な知識を有した上で、適切な見立て力や調整力、創造的な企画力、そして何よりフットワーク軽く行動する力が求められる」(厚生労働省 2015b : 26)と述べるとともに、求められる人材の育成・確保として、福祉労働市場内における人材の移動の促進のため、高齢者、子ども、障害者などの福祉分野における共通基盤の整備や、特定の分野にとどまらず他の福祉分野の専門性を容易に習得できる環境整備が必要である(厚生労働省 2015b)

と示している。竹森は「福祉ビジョン」で示されているコーディネーターとしての社会福祉士の専門性は「容易」に獲得できるものとされている（竹森 2019）と批判している。このような批判はあるものの、鈴木が論じているように社会福祉士（ソーシャルワーカー）の専門性は専門職としての最低の基準であり、基礎知識を満たしているものと考えべきであり、子ども家庭福祉や障害者福祉、高齢者福祉などの領域や課題別の専門知識と技術の側面と、ミクロレベルからマクロレベルの専門知識と技術の側面がある（鈴木 1999）といえよう。

以上のように、ここまでは社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）が専門職か否かという専門職性に関する先行研究を概観したが、ここからは専門性を構成する要素について先行研究を概観していく。

4.2. 社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）における専門性について

フレックスナーやリッチモンドがアメリカで活躍している同時代に日本でも山室軍平が 1925 年に『社会事業家の要性』において社会事業家に必要なものとして「Head, Hand, Heart」を挙げている（山室 1925）。このことを山室は慈悲の心があっても知識や適当な方法、知慮分別がなければ、弊害になると論じている。また、バートレット（Bartlett, H. M.）は、方法や技能は専門職にとって不可欠なものだが、それだけでは不十分であり、ソーシャルワークは価値、目的、承認、知識、方法から成り立っているとした。そして、知識と価値にあまり重きをおかれていない現状を方法・技能モデルが長期間成功を収めてきたためとその理由を論じている（Bartlett 1970）。

さらに、ゴードン（Gordon, W. E.）は、目的は価値により設定され、技法は知識から導き出される（Gordon 1962）と論じ、価値と知識を強調している。このことを岡田は「知識と熟練が合して技術であるとし、技術の中核が科学的知識であるとするならば、ケースワークという技法（art）を構成するのは（科学的）知識と価値である」（岡田 1978：6※下線部の（art）は引用者による追加）と説明している。そして、黒川は価値の実現こそが専門職の目的であるとした。そして、「クライアントの苦痛と困難を、クライアントとともに解決するためには、彼の生き方、考え方だけでなく、その生活状況を改善するための不屈の努力や情熱が不可欠」（黒川 1986：14）であり、その根幹が価値観であり、ソーシャルワークの価値観とは「自己実現あるいは、自己実現を阻害する社会的条件の改善」（黒川 1986：15）であるとしている。

また、リーマー（Reamer, F. G.）はソーシャルワークの価値について、「尊厳や独自性、個人の価値、自己決定、自律、尊敬、正義、平等、個別化など」（Reamer=2001：12）を具体的に挙げており、日本社会福祉士会は「ソーシャルワーカーが共有する基本的な視点（ソーシャルワーカーの人間や社会のとらえ方、ソーシャルワーカーの役割など）の基盤となる考え方」（日本社会福祉士会編 2022：38）であるとしている。

このような価値に関する論考の一方で、1971 年に全国社会福祉協議会社会福祉事業法改正研究委員会が検討し、後に全国社会福祉協議会会長から厚生大臣に提出した「社会福祉専門職制度についての意見」の中間答申では「社会福祉関係の業務は建築士などちがって必要とする知識・技術を明確に基準化することが困難」（全国社会福祉協議会社会福祉事業法改正研究委員会 1971：262）であると示している。社会福祉士制度導入前の状況から、このような社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の専門性のあいまいさを京極は、公務員にはソーシャルワーカーの倫理・知識・技術に対応できる資質があると指摘し、倫理として人権擁護や守秘義務、知識では公的制度に関する知識、技術では調整技術を挙げており、今までは専門資格がなくてもそれなりにしのいでいけた状況であった（京極 1987a）と論じている。そこで京極は社会福祉士の職業倫理と専門性の関係を図 1 のように示した（京

極 1987b) .

さらに、高橋（1987）は社会福祉の専門性を支える 5 つの条件として京極（1987b）に主体性を加え、図 2 のように示した。

高橋は主体性を取り入れたことについて、知識や技術の習得だけでなく、人間の私的空間に侵入することで個人の身体、心理、社会的に健康な生活を実現する援助者としての自覚を促すことが重要であり、具体的には自己覚知と主体性の啓発が重視される必要がある（高橋 1987）と論じている。同様に、町田（2002）は専門性を構成する要素として、知識（専門領域・関連分野）、技術、価値（倫理性）を挙げている。

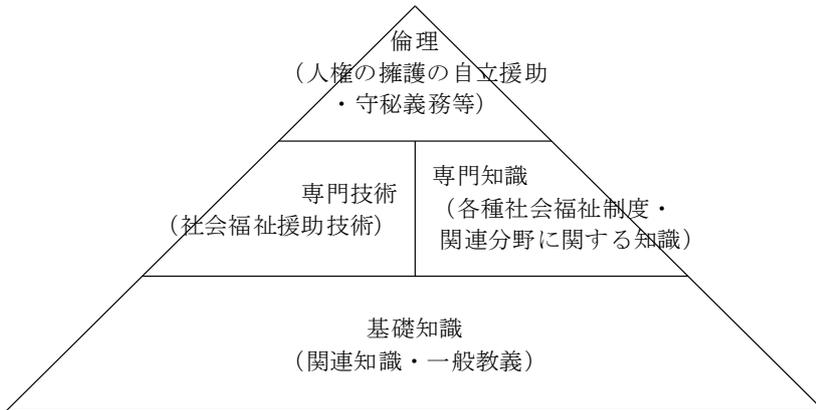


図 1 社会福祉士の職業倫理と専門性
京極高宣（1987b : 140）

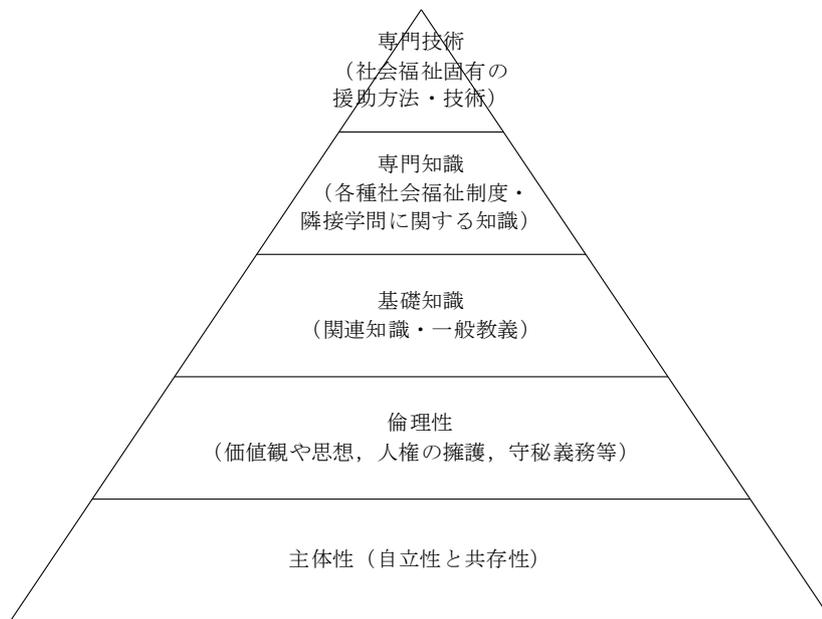


図 2 社会福祉専門従事者の専門性を支える 5 つの条件
出典：高橋（1987 : 50）

また、岡本は社会福祉がクライアントの日常生活を取り扱うため、一般的な常識で対応することが可能な場合もあり、そこでは専門的な知識や技術は必要としない。しかしながら、深刻な福祉問題を

抱える場合には、高度な知識や技術などの専門性が要求され、勘や経験のみでは取り扱うことができないため、ソーシャルワークではこの「日常性」と「専門性」が存在している（岡本 1996）ことを示している。

小山はソーシャルワークの資格と機能の両立とジレンマと題し、社会福祉士とソーシャルワークの関係について考察したが、「『資格』と呼ぶのは、属性モデルの具現化としての国家資格が、名称独占とはいえ、それをもつ者のみに与える『専門的な』業務内容のことであり、一方『機能』とは、旧来からソーシャルワーカーが追い求めてきた価値と倫理を体現するさまざまな人による活動」（小山 2020：20）としており、社会福祉士の「機能」は多職種との協働やコーディネート、ケアマネジメントに矮小化されている（小山 2020）との説明がある。

上記のように社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）における専門性を構成する要素として、倫理を含む価値、専門知識、専門技術を挙げている先行研究が多いことが理解できる。

4.3. 他の対人援助職（医師、教師）に関する専門性について

ここでは、他の専門職がどのように専門性を示しているか、医師と教師を例に挙げながら概観する。他の専門職として医師を取り上げる理由として、ソーシャルワークが専門性を検討する契機となったフレックスナーによる講演の際に専門職として医師が挙げられているように古くから専門職として認知されていることにくわえて、完全専門職として認識されているためである。また、教師を取り上げる理由は、1966年にILO（国際労働機関）とユネスコ（国際連合教育科学文化機関）による共同の「教員の地位に関する勧告」において専門職として認められる（教員の地位に関する特別政府間会議採択 2023）と採択しており、近年、その資質の向上のために制度改革が頻回に行われているためである。

そこで、まず、高度で体系化された専門性を有する医師はどのように専門性を示しているのだろうか。

日本医師会によると、そもそも国民の多くは「医師」という存在を無条件に信頼しており、その専門性や経験を保証する必然性も低かった。1961年に国民皆保険が実現したことで医療の専門分化も進み、多くの国民が専門的で高度な医療を求めるに至った。医師は医学の進歩のなかでそれぞれの専門性を深めていくが、各専門分野の学会は一定の専門性を発揮できる医師を「専門医」として認定するものの、様々な分野で様々なレベルの専門医が乱立したのである。

その結果、それぞれの「専門医」資格がどの程度の専門性や診療能力を保証するのかわかりにくくなり、この状況が継続すると「専門医」に対する信頼が低下することを危惧したため、2018年から新しい専門医制度を開始したのである。この専門医制度は、臨床研修を行うことでその診療科目のジェネラリストを養成し、その後の専門医研修により細かい専門分野のスペシャリストにつなげることになっている。

また、「専門医」がゴールではなく、技術や感覚を磨くとともに、新たな知見や知識を吸収するために、5年に1回の更新制度になっているほか、医療倫理や感染対策など医師としての一般的な必要知識を確認する講習を受講することになっている（日本医師会 2021）。具体的な専門医については「広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について」（平成19年6月18日付け医政総発第0618001号医政局総務課長通知）により示されている。

グラットン（Gratton, L.）は将来の世界で成功できるかどうかを左右する要因の1つとして、ジェネラリストから脱却し、いくつかの分野で深い知識と高い能力を蓄えること（Gratton 2011）を挙げ

ている。すなわち、自身が選択した領域についての高度な専門知識と技能を身につけ、その後も必要に応じて他の分野の専門知識と技能を深めることを重要視し、それを「専門技能の連続的習得」「連続スペシャリスト」とよんでいる。さらに、高い価値をもつ専門技能について3つの条件を挙げ、①その技能が価値を生み出すことが広く理解されていること、②その技能の持ち主が少なく、技能に対する需要が供給を上回っていること、③その技能が他の人に模倣されにくく、機械によっても代用されにくいこと (Gratton 2011) を示している。医療における「専門医」制度は、まさにこの3点を保証しているといえる。また、「専門医」の診療科は対象とする疾病の原因を理解しようと追求していくことを表しており、縦に深化していく専門性 (柳澤 1996) といえよう。そして、「専門医」制度は診療科目に関する専門的な技術や知識によって構成されているが、そもそも医師としての倫理綱領 (「医の倫理綱領」 (日本医師会)) によって医師の責務とすべての人への奉仕などが記載されており、医師としての共通の倫理観が定められている。

次に、教師の専門性を概観する。教師の専門性は教師が児童・生徒に対する教育行為にどの程度の専門的知識・技能を用いるかという教師としての実質的な役割や実践の質のこと (辻野・榊原 2016 ; 石井 2021) とされている。

教育領域では 1990 年代以降、教師の資質向上が課題として取り上げられ、「総合的な学習の時間の導入」 (2000 年)、「教職大学院」の創設 (2008 年)、教員免許更新制の導入 (2009 年)、2010 年度入学生から4年次に教員としての必要な知識技能を修得したことを確認するものとして必修科目に位置付けられた「教職実践演習」の導入、2019 年度から全国の教職課程を有する大学などで実施される「教職課程コアカリキュラム」策定など教師の養成や研修に関する改革が進められている。こうした改革の一方で、教師が直面する困難さは深刻化するが、教師や学校への期待はますます高まるという矛盾について、教師の資質能力の育成で克服しようとすることに限界を迎えつつある (石井 2021) との言及もある。

また、宮原は全国学力・学習状況調査の導入により教育方法の画一化が進むことで管理的な圧力が強まり、教師の自由度が減少し教師の教育的思慮深さに裏打ちされた実践を行うことができにくくなっている状況を挙げ、教師の専門性のレベルが低いと認識されている (宮原 2016) と述べている。宮原によれば、このような状況の場合、周囲にそろえられない (画一的な対応ができない) 教師は同僚教師から問題視されるという。同様に辻野・榊原も教師の専門性の所在が個人に帰される傾向にある (辻野・榊原 2016) と論じている。

他方で、教員の専門性を裏付ける知識や認識の枠組みが明らかにされていないことが課題として挙げられている (辻野・榊原 2016 ; 石井 2021)。また、教職の専門性が学校教育の成功の前提になるという理解が乏しくなっており、この背景として学校外の学びの拡大によって、教師に期待されるものが教育的な役割から福祉的な役割へその専門性が拡散していることを挙げる (石井 2021) 論者もいる。

宮原はポラニー (Polanyi, M.) の「暗黙知」を引用して説明している。「暗黙知」について、ポラニーは「私たちは言葉にできるより多くのことを知ることができる」 (Polanyi=2003 : 18) と述べ、例えば、特定の人顔を見分けることができるのは「暗黙知」が働いているからであると論じた。そして、「知る」ということは実践的な知識と理論的な知識の双方の存在を指摘し、さらに

観察者は、行為者が実践的に結合している諸動作を、まずは心の中で結合してみる、そして次に、行為者の動作パターンをなぞって、諸動作を結合しなければならない。二種類の内在化が、

この地点で、遭遇する。行為者の方は、身体の諸部位としての諸動作の中に内在化することによって、自分の諸動作を調和的に取り仕切っている。他方、観察者は、外部から行為者の諸動作の中へ内在化しようとして、その諸動作を相互に関連付けようと努めることになる。観察者は、行為者の動作を内面化することによって、その動作の中へ内在化するのだ。こうした探索的な内在化を繰り返しながら、弟子は師匠の技術の感触を我がものとし、その良きライバルとなるべく腕を磨いていく (Polanyi=2003 : 57)

と論じ、対象の全体性を捉えることが暗黙知であると説明した。宮原はこの「暗黙知」から、教職の専門性とは

その全てを『誰にでもできる』模倣可能な技術 (テクニック) の体系と見做してしまうことではなくて、一部に『誰にでもはできない』技術 (アート) が含まれることを承認することから始められるべきである。『誰にでもできる』模倣可能な技術体系を主張するということは、主語が他の誰かに入れ替わっても作動する方法を唱えることである (宮原 2016 : 41)

と主張し、教師の能力を標準化すること (基準に合致するよい教師とそうではない教師の差別化) で代替可能性を高めているが、代替可能性を高めることと思慮深い教師の養成は異なっている (宮原 2016) ことを論じた。

ここでは医師と教師の専門性を概観したが、医師は専門技術や専門知識の維持・向上のために更新制の「専門医」制度を導入することで専門性を保持する仕組みを持ち、結果、社会から専門職として認知されていることが理解できた。一方、教師はその資質の向上が課題として認知され、制度改革が行われているが、全国学力・学習状況調査の導入による教師の教育方法への管理的な側面の強化や福祉的な役割への期待など教師を取り巻く環境の変化により、教師の専門性が模倣可能な教育方法の画一化へと変化していることが理解できた。

医師や教師の専門性の概観から、専門性を構成する要素として専門知識、専門技術、価値がどのように認識されているか、また、児童福祉司を取り巻く環境の変化に着目することが児童福祉司の専門性を考察する際に重要な視点になると考えられる。

4.4. 児童福祉司の現状について

はじめに児童相談所や児童福祉司の変遷を簡単に触れることとする。児童相談所は児童福祉法の成立 (1947 年) により児童福祉に関する行政機関として創設されるとともに、児童福祉司は児童福祉法成立当初は児童相談所から独立した機関で都道府県本庁職員としてケースワークを行う職員とされた。その後、1951 年の第 5 次児童福祉法改正により児童福祉司は都道府県本庁職員として児童相談所長の指揮監督を受けるものとされ、1952 年の第 7 次児童福祉法改正により児童相談所の職員として位置づけられた。

1949 年から 1950 年にかけて児童相談所を实地指導したキャロル (Carroll, A.) は Child Guidance Clinic (診断治療機関) の機能を児童相談所にもたらした (佐々木 2022)。このキャロルの指導内容は 1951 年に『児童福祉マニュアル』として厚生省が発行している。また、キャロルが指導した児童相談所のうち、大阪、福岡、宮城の 3 か所の中央児童相談所をモデル児童相談所に指定した。

このような児童相談所は、終戦直後においては戦災孤児や浮浪児に対する社会的養護の対応、終戦

後の混乱期である 1950 年代前半の生きるための少年非行, 1960 年代の高度経済成長期による社会的な歪みを反映した遊び型の少年非行, 1980 年代の社会的関係の希薄化, 核家族化や価値観の多様化による一般化した少年非行など数度発生している少年非行の増加への対応, 1961 年の第 21 次児童福祉法改正による 3 歳児健康診査の実施に伴う障害児の早期発見や治療・訓練の実施などをはじめとする障害を有する子どもへの関心の高まりによる障害相談への対応, 1980 年代後半の不登校相談への対応, とその時代の子どもたちに関する相談に対応する形で児童相談所の業務は変化していき (家村 2000), 厚生省 (厚生労働省) は児童相談所運営に関するマニュアル (『児童相談所運営指針』など) に反映させることで児童相談所の役割は拡大してきた。

その動きは特別な子どもへの対応から家族を含めた一般家庭の子どもへの対応へと児童福祉法の理念と一致するものであった。最近では, 2000 年の児童虐待防止法成立に代表される子ども虐待への対応, 家庭内暴力, SNS を介した性問題, 発達障害・愛着障害から対人関係に困難を抱える子どもとそのニーズへの対応とその相談内容は複雑化, 困難化している。

特に, 虐待相談の増加は著しく, 虐待相談の増加に児童福祉司の増加が追いつかず, 児童福祉司は年々その業務の厳しさに晒されながら, 虐待相談以外の対応に支障が出るほど子ども虐待の対応を行っている (金井 2020)。虐待相談が他の相談種別と大きく異なる点は, 保護者の動機づけが低く, 場合によっては保護者と対峙する点にある。他の相談種別では, 保護者にニーズがあるため, 児童福祉司はバイステックの 7 原則に代表される親子とともに相談の主訴内容を検討し信頼関係を構築しながら支援を行うソフト・アプローチとよばれるソーシャルワークが活用できる。一方で, 虐待相談では, 相談関係を構築すること自体に大きな困難を伴うことがあり, 場合によっては, 一時保護や施設措置, 法的な対応の際に保護者と対立することもある。そのような状況にもかかわらず, ソフト・アプローチを取り続け対応が後手に回った結果, 子どもを虐待から救うことができず, 子どもの死亡という結果に至ることもあった。現在では介入的ケースワーク (ハード・アプローチ) とよばれる必要に応じて法的対応も視野に入れた毅然とした対応の必要性 (津崎 2001, 2010; 久保 2020) が述べられている。

しかし, 児童福祉司の任用に社会福祉士の有資格者が増加していても, 養成機関ではソフト・アプローチの教育しか受けていない状況にあっては, 有資格者を採用しても児童福祉司によるアプローチの問題は解決に至らないのである (才村 2020a)。くわえて, 社会福祉士養成カリキュラムでは, 子ども虐待対応に特化した科目群を追加することは困難である (才村 2020b)。

また, 一時保護や児童福祉施設への措置の後に, 家族再統合や親子関係の再構築を進めるためには, 保護者との相談関係の構築や他機関協働のためのマネジメントが児童福祉司に求められるが, 現実には児童相談所への虐待通告の増加による初期調査対応のため, アセスメントに十分な時間を注ぐことができない現状がある。このような現状への対応として児童福祉司を増員しているが, その結果, 経験年数の短い児童福祉司が増加しており (川松 2020), 特に, 経験年数が 3 年未満の児童福祉司が 50%前後を継続して占めている状況にある (表 4)。

子どもの安全を確保するために, アセスメントが重要になるものの, 児童相談所の業務がマニュアル化されることで, その業務は事務的, 手続き的なものになり, 児童福祉司本来のソーシャルワークから離れてしまう (藤林・増沢 2020; 川松 2020)。実際, 「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」では議論の中間整理として, マニュアルなどに頼り過ぎた支援の展開, 適切なソーシャルワークを行えるような人材の資質の向上が指摘されている (厚生労働省 2020b) もの, 児童福祉司の経験年数が短

くなればなるほど、専門性の蓄積は困難になっていく（才村 2020a）といえる。

表 4 児童福祉司の経験年数

(単位：%)

	2012.4.1	2013.4.1	2014.4.1	2015.4.1	2016.4.1	2017.4.1	2018.4.1	2019.4.1	2020.4.1	2021.4.1	2022.4.1	2023.4.1
1年未満	15	17	13	15	17	14	18	20	23	20	20	17
1～3年	29	28	28	26	26	26	23	29	28	31	31	31
3～5年	19	17	18	18	18	17	16	16	16	17	17	20
5～10年	24	24	24	25	23	25	26	21	20	19	19	19
10年以上	14	14	16	17	17	17	14	15	13	13	13	13

出典：子ども家庭庁（2023c）

※出典では約〇%と表記されている。なお、端数の関係で合計が 100%にならない場合がある。

これまで児童福祉司の現状を概観してきた。現在の児童福祉司の業務は子ども虐待が中心になっているが、児童福祉司が不足しており、子ども虐待への対応が不十分になっている。このような現状に対する児童福祉司の増員の結果、専門性の蓄積が難しくなっている。また、すべての児童福祉司が子ども虐待の対応ができるように『子ども虐待対応の手引き』などのマニュアルが示されているが、児童福祉司のソーシャルワークが画一化され、児童福祉司の暗黙知への関心は低下していると考えられ、その状況は教師を取り巻く環境と類似しているといえる。

4.5. 児童福祉司の専門性に関する先行研究について

このように過去から現在にかけて児童福祉司の取り巻く環境を概観したが、ここからは児童福祉司の専門性に関する先行研究を概観していく。

はじめに最近の行政文書に児童福祉司の専門性がどのように示されているか明らかにしていく。

「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（雇児発 0331 第 16 号平成 29 年 3 月 31 日）において児童福祉司任用後研修の到達目標が規定されているが、個別到達目標として知識が 64 項目、技術が 69 項目、態度が 18 項目として規定されている。

また、『児童相談所運営指針』では職員の専門性として、子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができるよう、知識、技術、態度の 3 つの観点からそれぞれ 3 点を挙げている。それぞれの記載内容は次のとおりである。

知識として、「①児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）、社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度など児童福祉に関する法令・制度に関するもの。②児童相談所の業務、法的権限（児童福祉法第 28 条に基づく措置、一時保護など）や関係機関の役割・機能などソーシャルワークに関するもの。③こどもの成長・発達状況、こども及び保護者の精神疾患や発達障害等の精神症状並びに行動特性、児童虐待のリスク因子や系統的な知識などこどもや保護者の特性を踏まえたアセスメントに関するもの」（こども家庭庁 2023a : 36）を挙げている。

次に技術として、「①児童福祉法の関連法令に基づく行政処分、個人情報管理その他法令に基づく行為を適正な手続を踏まえて行うこと。②関係機関及び社会的養護関係者と適切に連携したこどもや家庭への支援の計画・実行や支援の継続的マネジメント、社会資源の開発と活用などのソーシャルワークを行うこと。③こどもの年齢や発達状況、虐待や非行などの相談背景、親子関係・家族関係・地域との関係などのこどもを取り巻く状況に応じた聞き取りや見立てを行い、必要に応じて適切に介入・支援を行うこと」（こども家庭庁 2023a : 36）を挙げている。

最後に、態度として、「①相談者やこどもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いを意識し、今後に向けての不安を解消できるよう、丁寧に説明することを心がける。②子どもの権利や生命を守るため、こどもの安心・安全のために何をすべきかを常に考え、支援に当たってはこども最善の利益を優先して考慮する。③対人関係のパターン、コミュニケーション上の自己覚知、必要な知識や技能の習得に努めるなど自己研鑽する姿勢を持つ」（こども家庭庁 2023a : 36）としている。

このように、行政文書では知識、技術、態度の観点から児童福祉司の専門性を規定していると理解できる。しかしながら、児童福祉司任用前講習会の個別達成目標についてテキストマイニングを実施した調査によれば、児童福祉司任用前講習会の内容は「知識」の獲得を重視したものであり、「態度」に関連する語は相対的に少なかった（松平・松本 2022）とされる。

それでは、ここからは先行研究や過去の行政文書から専門性の内容を検討したい。

専門技術の観点から川並・井上は一時保護や施設措置、親権停止などの法的対応と介入的ソーシャルワーク、マネジメント力、アセスメント力の3つの専門技術を挙げている（川並・井上 2018）。

1957年の『児童相談所執務必携』（厚生省児童局 1957）では諸外国のケースワーカーは修士課程修了を最低水準としていることを挙げ、児童福祉司の積極的な自己研鑽を求めている。また、日々進歩する技術を随時取り入れ活用できるように多様な形の現任訓練を求めている。

また、高木は児童相談所の各種相談について、Child Guidance Clinicの観点から判定指導に基づく業務とそれ以外の業務の両様の業務を1つの機関で行っており、相談業務に関しても正規の訓練を受けた有能なケースワーカーに限られているため、専門的なケースワーク技術に基づいて行われていないと批判している。当時の社会事業大学のカリキュラムからケースワークや実習が限られていることからケースワーカーより下級公務員養成所の呈を成しているとも論じており、厚生省の実施する短期講習会は養成の点から不十分であり、実習を含む1年間程度の訓練が必要であると指摘している（高木 1964, 1968）。そして、児童相談所が処理できないほどの多くの事例を抱えていることも問題視している（高木 1964）。

専門知識については、厚生省児童局が1964年に発行した『児童相談所執務必携（昭和39年改訂）』（厚生省児童局編 1964）では、第2編児童相談所運営技術として問題別による指導指針や技術上の基本事項として章立てされている。特に技術上の基本事項はケースワークの具体的技術や児童の具体的諸問題が含まれている。すべてが児童福祉司に対する内容ではないものの、第2編の内容は120頁から209頁と相当の内容である。しかし、このような児童福祉司として参考となるような内容は1977年の『児童相談所執務提要』（厚生省児童家庭局編 1977）では参考資料とされ、その内容も151頁から181頁とおおよそ3分の1に減少している。厚生省児童家庭局企画課は1967年の『児童相談専門職員の執務分析』において、児童相談所や児童福祉司の増加に比べて専門化や高度化が図られていない（厚生省児童家庭局企画課編 1967）と指摘があり、同報告書において、稲浦・三谷は児童福祉司について「無自覚で未熟な専門家」（稲浦・三谷 1967 : 72）であり、「組織的、機能的な面でより高次の理論的統合が企てられる状況ではない」（稲浦・三谷 1967 : 73）と厳しく批判はしているものの、理論に関する記述は認められない。

専門的な態度として、才村らは「人間や人生を洞察し、課題を抱える人たちを受容し寄り添うといった対人援助職としての人格的側面が専門性の核をなして」おり、「短期間で身につくものではない」（才村 2011 : 19）と論じ、経験の蓄積と自己研鑽の重要性を述べている。

また、「新たな家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（2016年）では、児童福祉司の業務における専門性が示唆されている。つまり、児童相談所による行政処分が児童相談所と親権者や保護

者との対立構造を生み出し、その結果、家庭復帰という目標に向けた支援が進まなかった事例を踏まえ、今後は司法が関与を強めていくこと、そのためには子ども家庭福祉に関わる職員の専門性を高める必要がある（厚生労働省 2016b）と記しており、ここでの専門性とは職権による一時保護などの判断に必要な児童福祉司による調査や社会診断が該当すると考えられる。

同じような観点から、児童福祉司は子ども虐待を含む養護相談や非行相談、性格行動相談に代表される幅広い相談に対応するほか、関係機関との連絡調整や施設入所している子どもとその保護者との面接など、子ども家庭福祉に関する業務を行っており、児童福祉司には「専門的」な理論や知識、技術が要求されると圓入は論じ、子ども虐待に対応するために親子間の愛着を基盤として児童相談所の関わりは消極的である「教育的」アプローチと一時保護など積極的に家族に関わる「福祉的アプローチ」など関連領域の「専門性」を兼ね備える必要性が挙げられている（圓入 2005）。

井上は児童相談所の問題点として、児童相談所内に児童福祉思想が十分に確立していない結果として行政組織としての性格（措置機関）が過大になるとともに、専門職員の不足が専門機関としての性格を希薄にしている（井上 1972）と指摘している。

また、岡田は児童相談所における非行相談の対応について、相談受理の時点や処遇プロセスのなかで関係調整に追われており、くわえて学校や保護者からの要求、非行に対する容認的な社会の価値観に対して児童福祉司の専門性が問われている（岡田 1988）と述べている。このことは、現在は子ども虐待への児童福祉司の対応が大きな問題となっているが、その時代の問題に対応している児童福祉司の専門性は常に問われてきたといえる。

さらに、児童福祉司の人事異動の観点から、専門性が論じられている。例えば、児童福祉司の任用要件の不明確な点²が指摘されながら改正されず、児童相談所の専門的機能が果たされていないと職員採用の点からその問題点を松本（1972）は指摘している。もちろん、児童福祉法制定当時の時代背景を考えれば、そのような規定は必要であり、現に専門教育を受けていなくても児童相談所の専門的機能の発揮に貢献を果たした児童福祉司は存在しているが、全国的な状況に目を向ければ、行政職を人事異動として児童相談所に配属することは、この法適用を歪曲した結果であり、児童相談所（児童福祉司）の専門性を損なう根拠がそもそも児童福祉法にある（松本 1972）と論じている。任用資格がかなり厳密に規定されていても、このように「準ずる規定」により任用されている実態がある（古川 1991；加藤 2007）と指摘されている。

矢満田も人事異動に関連して、他領域からの人事異動は担当区域の児童相談に対応することができず、周囲の児童福祉司も前任者の具体的な活動や社会資源の状況を把握していないため、表面的な助言に留まってしまう結果、児童福祉司は孤独感を深め、常識的な対応をせざるを得ないことから、児童福祉司は「勉強努力しなければ住民の期待に応えられない」（矢満田 1989：92）と指摘している。事実、愛知県内の児童福祉司を調査した結果、児童福祉司の任用要件が5号規定による者²が51.4%いたが、1号から4号に準ずる者と解されるか疑義を呈している。また、経験の浅い（3年未満）児童福祉司が6割、児童福祉司としての任命に消極的な者が7割、今後の継続意欲をもてない者が6割を占めたこと（矢満田 1989）を示している。

この人事異動全般について、杉本・三沢（1973）は行政組織のなかで子どもの福祉が科学の対象ではなく良識の問題として認識されているため、児童相談所が Child Guidance Clinic（診断治療機関）ではなく措置機関（行政機関）として位置づけられているためであると論じている。行政職が児童福祉司として任用される結果、訓戒誓約などの形式的・事務的な対応になり、理論的背景に基づくアプローチは限定的で、専門性が根付かないといえる。

また、竹中は児童福祉司が個々のケースに集中すればするほど、他の児童福祉司のケースに対する理解が表面的になり、場合によっては理解していないことがあるため、職員間の交流に加え、文章化することにより児童相談所全体としての専門性の向上を図ることが必要であると論じ、ジェネリックな専門性とスペシフィックな専門性の双方を向上することができる研修や研究の計画が必要になる（竹中 1989）としている。

ここでは児童福祉司の専門性に関する先行研究を概観したが、児童福祉司の専門技術や専門知識に関する内容は行政文書である『児童相談所執務必携（昭和 39 年改訂）』では相当記述されていることが理解できた。特に、児童福祉司のケースワークの技術として、面接の進め方や面接技術の内容、記録のとり方が説明されており、児童福祉司が業務の理解を行ううえで有益だったものと推察される。このような専門技術、専門知識に関する内容は徐々に減少し、現行の「児童相談所運営指針」にはその内容はそれぞれ先に挙げた 3 点でまとめられている程度である。

こうした行政文書に専門性を構成する専門技術や専門知識に関する内容をある程度記載することで、共通認識を図ることもできただろうが、現在、児童福祉司の専門性に関する内容は「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」に定められている個別到達目標へ移っており、その内容も子ども虐待に関するものに変化している。これは、児童福祉司の業務が子ども家庭福祉に関するさまざまな相談に対応することとされているが、その主要な業務が虐待相談であることが背景として考えられる。しかし、児童福祉司の専門性の不足は子ども虐待の増加に伴い指摘され始めたものではなく過去から指摘されていることを考えれば、先行研究で指摘されているように、専門性の不足は児童相談所が専門機関ではなく措置機関（行政機関）として位置づけられてきたことが関連していると考えられる。

児童福祉司の専門性の不足が課題として挙げられており、児童福祉司の専門性を向上させる方策を検討することは非常に有益であると考えられる。そこで、次にその点について論じることとしたい。

4.6. 児童福祉司の専門性を向上させる方策（専門職性）について

児童福祉司の専門性について具体的に論じられている先行研究は少ないが、最近の行政文書で示されている専門性、すなわち「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」で示されている個別到達目標、あるいは『児童相談所運営指針』で示されている知識、技術、態度をどのように習得していくかが論点の 1 つとなろう。

専門性の言及と比較すると、児童福祉司の養成は、先行研究や調査で数多く言及されてきている。例えば、「アセスメント、安全確認、調査手法、記録の書き方、公文書の作成方法、相談ニーズのない子どもや保護者への動機づけ面接」（藤林・増沢 2020 : 88）などをスーパーバイザーが児童福祉司の育成・指導を担うことが求められている。スーパーバイザーとのスーパービジョンにより、理念や倫理、探究心、権利擁護などマニュアルや研修では伝わらない実践に必要な部分を身につけていくことができる（藤林・増沢 2020）とされる。本来であれば、スーパーバイザーの存在が児童福祉司に対する助言や指導に必要だが、このような児童相談所の現状、児童福祉司の低定着にあってはスーパーバイザー自身も専門性を高める機会は少ないものと推察される。

しかし、このことは既に 1967 年の「東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間答申」により専門的な指導監督を受ける条件に恵まれていない（東京都社会福祉審議会 1967）と指摘されている。長期間の児童相談所業務が児童福祉司のメンタルヘルスに不調をきたす場合も考慮しなければならないが、児童相談所業務を継続的に担うことはマンネリ化よりも自己覚知や自己研鑽に影響を与

える（松本 1980）との指摘もある。

児童相談所に対する才村らによるアンケート調査「児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究」では採用後の育成に関する意見として、体系的研修の保障、OJT の充実、経験蓄積による育成、スーパーバイザーの確保などの記載がみられた（才村 2011）。同様に、「児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究報告書」（相澤・安部・奥山ほか 2020）では、児童福祉司として専門性向上のために必要なこととして、経験や実践、研修・育成の充実などが挙げられており、専門性を獲得するにあたって最も効果のあったものとして、OJT（35.0%）、SV によるスーパーバイズ（21.2%）が他の項目より高率であり、大学や養成学校など（10.1%）、所内研修（9.3%）、法定研修（5.0%）を大きく上回っている。さらに、事例検討や面接技法を研修内容に含む希望もあることから、児童福祉司は知識や技術、価値を統合した実践的な研修を求めていると理解できる。

この点から、実践経験を積みながら、スーパービジョンや OJT を通じて専門性を獲得していくことが効果的であるといえよう。実際、モデル児童相談所として指定を受けていた宮城県中央児童相談所は職員の専門性を高めるためにその草創期からスーパービジョン制度を確立していた（松本 1972）。

これらの児童福祉司の養成に関して、先行研究において研修の側面から、仲村は 1957 年に家庭裁判所調査官研修所が開設されたことに伴い、地方公務員としての困難はあるものの、福祉三法を掌る職員を対象とする組織的な研修の必要性を指摘している（仲村 1957）。また、菅谷は児童相談所職員の立場から、1967 年当時、長期の研修は国立精神衛生研究所のみであり、受講者の定員は少人数であるため、大多数は自己研鑽を積むしかない（菅谷 1967）と論じている。研修から専門性を向上させる方策は、長期間の研修は困難であり、現在に至るまで児童福祉司に対する短期間の研修が行われてきた取り組みを考えると、現実的な方策になるとは考えにくい。

他の先行研究に目を向けると、二宮は児童相談所の専門性について

保護者を指導に従わせる法律的な方法がない中で、現場に求められるのは『専門性で何とかしろ』ということです。頑なに拒否する保護者を従わせるような専門性は存在しないので、結局は児童保護のタイミングを間違えないようにするしかありません。…事件が起きるたびに、児童相談所の専門性が低いことにされますが、それでは高い専門性が児童相談所の外の何処かに存在しているのでしょうか。それを学習すれば専門性が身につくとでも言うのでしょうか。…（専門性が）蓄積しているとすれば児童相談所の中でしかあり得ませんが、現場は忙しいので、それを整理したり理論化したりしている余裕はありません。それは経験的な職人芸という形でしか存在しないのです（二宮 2019 : 77）

と児童福祉司に実践のなかにこそ専門性が存在していることを鋭く指摘している。同様の指摘は筑前も行っており、それぞれの体験を話しあう経験が専門性探求につながる（筑前 1986）と論じている。

また、虐待死を予防する観点からも児童福祉司の経験について井上は次のように指摘している。児童福祉司の体制は他国と比べると非常に脆弱である。そのような状況下において、子どもの虐待死を防ぐため、児童福祉司の業務は各指針や手引きにより示されてきた。このような手引きなどで対応できるのは一般的な事例であり、イレギュラーな事例ではマニュアルに沿った対応は虐待死といった最悪な結果に結びつく。そのような事例で大切なことは「違和感への気づき」（井上 2020 : 44）であり、この気づきは経験の積み重ねによって研ぎ澄まされていくのである。

今後の児童福祉司の専門性向上のための方策を考えると、こども家庭福祉ソーシャルワーカーや児童福祉司任用後研修などの各種講義や演習は必要事項を示すガイダンスと捉え、スーパービジョンによる OJT により実践に活用できるようにしていく (町田 2002 ; 菅野 2022) ことが必要であろう。児童福祉司は情報の不足や状況変化などにより判断を誤ることや適切ではない判断をする場合があるが、自身の支援を振り返り修正する、またはスーパービジョンを受けることで適切な判断へ修正するだけでなく児童福祉司が成長することができるのである (大塚・井垣・住谷ほか 1969) 。即ち、経験から学ぶ自己研鑽の姿勢が必要である (後藤 2022) 。

このように児童福祉司の経験の重要性を言及している先行研究が認められる。このことは、社会福祉専門職 (ソーシャルワーカー) としての児童福祉司が実践を振り返ることで実践を改善していく、さらに、経験や勘ではなく art としてその実践を捉え直すことを意味していると考えられる。それは、医師や弁護士といった専門職と比べ、社会福祉専門職 (ソーシャルワーカー) の専門知識や専門技術が体系的であるとは言い切れず、また、どのような場合にも当てはまる基準というものが存在し対応している訳ではない (三輪 2023) ことも理由の 1 つといえる。

そこで、経験を振り返り、学び続けることの重要性を次に論じていく。

4.7. 経験を振り返る (省察する) ことについて

ショーン (Schön, D. A.) は「一流のプロフェッショナルがプロフェッショナルに対する信頼が危機に瀕していることについて記述し語るとき、彼らは実践・実務の現場では、伝統的な行動様式や知識があてはまらないという点に焦点を置く傾向がある」 (Schön=2007 : 17) と論じ、「実践者のなかには、現場におけるあいまいさや価値観の衝突に対して十分に対処できる人間がいることや巧みな方法があることに、まだはっきりと気づいていない。むしろ、実践者がその行為においてときおり見せる巧みな能力について、プロフェッショナル自身が満足に説明できないために、自分たちは邪魔されていると感じるようである。…複雑で不安定、不確実な状況は、明確に定義された仕事に専門的知識をあてはめてみたところで取り除くことはできないし、解決もされない。専門的知識が効果的に用いられるのは、どちらかと言えば、複雑で不確実な状況の枠組みそのものを転換しようとするときであることが多い。一回一回の〈わざ〉にあふれた実践が、不定期ながら現れるとすれば、それは、繰り返される出来事に確立した技術をあてはめていく中で、プロフェッショナルな能力が形作られるとき」 (Schön=2007 : 18) であることを論じた。このショーンが示した省察的実践者という考え方は複雑で不確実な社会の現在、高度な専門的知識を活用して問題を解決するのではなく、その人の背景や個別性、クライアントとワーカーの関係性を踏まえて支援をしている、その実践 (暗黙知や art) に価値を見出したのである。これは、パワーズ (Bowers, S.) がソーシャルワークを「人間関係に関する科学的知識と人間関係の技術を活用して、クライアントとその環境全体または一部とのよりよい適応のために、個人の能力と地域社会の資源を動員するひとつの技術 (アート) である」 (Bowers 1949 : 417) と定義しているが、その実践 (暗黙知や art) を焦点化することの重要性を示している。

この暗黙知について、コリンズ (Collins, H.) は専門性の習得には専門領域の暗黙知の習得が必要であり、暗黙知を獲得している者の社会のなかに身を置くことにより習得することができる (Collins 2013) と述べている。そして、専門性を理解する 2 つの次元として暗黙知に接触する程度と専門性の「秘儀性」を挙げ、次の図 3 を示した。

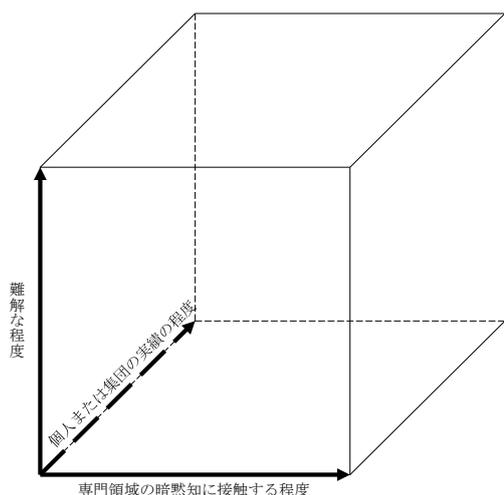


図3 専門性空間概念

出典 Collins, H. (2013 : 257)

そして、コリンズは専門性を習得する過程を図4のとおり示し次のように説明している。

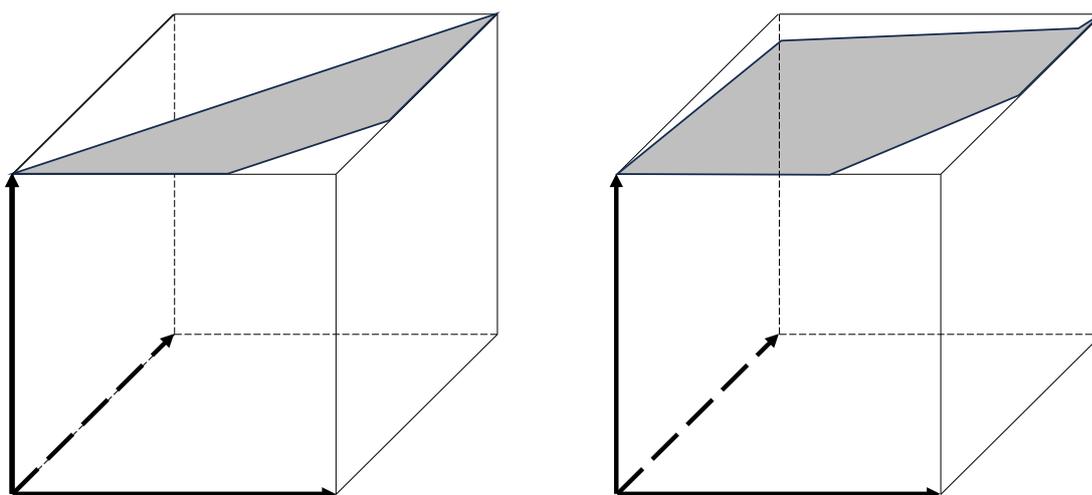


図4 難解な領域

出典 Collins, H. (2013 : 259)

この図は、

難解な重力波物理学の領域を表しており、空間の最上位に位置している。左手前の角はその領域に足を踏み入れたばかりの新人であり、彼らはその領域では最小限の技能しか得ておらず、暗黙知に触れる機会もほとんどないが、その実践者との社会的な接触があるため、その領域にいる。彼らが成長し、暗黙知に触れる機会が増えるにつれ、彼らは右側に移動し、遅かれ早かれ最大限の能力を獲得するか、右端に若干のくぼみがあるように最大限の能力より少し劣る程度になる (Collins 2013 : 258)

と説明した。

コリンズによる図は、専門職の暗黙知に焦点をあてたものとして注目に値する。一方で、クツウェー (Kotzee, B.) は、コリンズによる説明は新人が専門家集団に受け入れられる過程を表しているものである (Kotzee 2014) と指摘し、「専門家集団に受け入れられることは暗黙知の成長と同程度であることを意味しない」 (Kotzee 2014 : 69) , 「専門知識の習得には z 軸に沿った後方への移動が伴うが、x 軸、y 軸の移動はそれほど大きくない」 (Kotzee 2014 : 70) ため、2次元で説明できる内容であると論じ、「個々の初心者がより専門的になるにつれて、その知識や技術が時間とともにどのように変化していくか」 (Kotzee 2014 : 71) を問題にする必要があると指摘している。その理由を「個人の能力の変化という視点がなければ、専門教育者は、個々の学習者が何かを学んだのか、何を学んだのか、どの程度学んだのかといった問いに答えられる立場にないからである。教育課程が効果的かどうかを知るためには、このような個人の能力の変化に関する事柄を理解することが不可欠である」 (Kotzee 2014 : 71) と説明している。そして、コリンズの図を修正し、専門職の側面を①社会的技能または知識の程度、②秘儀性の程度、③専門領域の暗黙知に接触する程度の3軸により整理し、外科手術、コンピュータプログラミング、介護、工場労働の職種を次のとおりに図示した (Kotzee 2014) 。

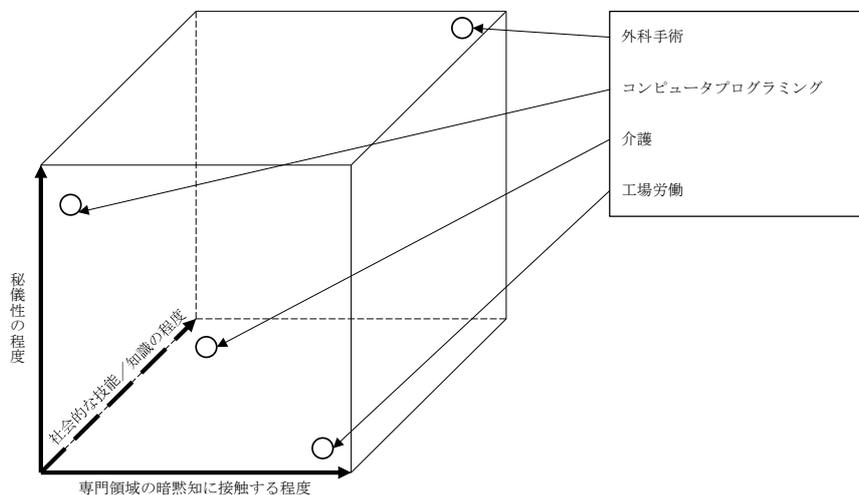


図 5 専門性の異なる形態
出典 : Kotzee (2014 : 73)

クツウェー (Kotzee 2014) は実務を伴わない学位を取得する学生は z 軸に沿って y 軸の高い位置へ進むことになるが、博士課程で理論的、実践的な研究に加えて人と関わることが多い場合には、すべての軸に対して低い位置から高い位置へ移動すると論じた (図 6) 。

この Kotzee の図に表される教育の軌跡は意味のある図示である。すなわち、研修や講習で専門的な技術や知識を習得することは「純理論的な大学教育」であり、実践において OJT やスーパービジョンを通じて、自身の実践を振り返り、暗黙知を身につけていくことがこの図の「臨床研究を基盤とする博士号」であるといえよう。

三輪は社会福祉士をはじめとする対人関係専門職の資質と能力について、次の6点から説明をしている。A 問題解決・課題達成の状況とは「所属する専門職の領域での諸問題を解決する技能や所属機関・所属団体に掲げられている諸課題を達成する技能」であること、B 専門分野の指導・助言の知識・技術は「かかわりあう人びと (子ども・生徒、患者、介護の利用者など) に対して適切な指導・助言ができるための知識・技術の修得」のこと、C マネジメントの知識・技術は「学級・クラス担任、看護係長

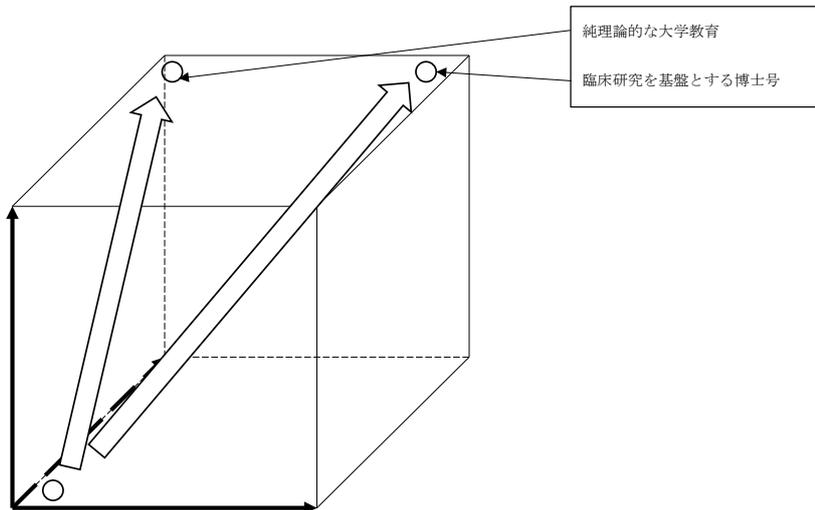


図6 2つの教育的軌跡

出典：Koztee（2014：74）

や師長，ケアマネジャーなど，マネジメントの役割を果たすための知識・技術の修得」のことで、D かかわり合う人びととの対人関係能力とは「かかわり合う人びととの向き合い方のことであり、コミュニケーションなどの対人関係能力」のことで、E 対人関係専門職間の連携とは「教育者，保育者，看護師，介護者などの専門職として大事にしている考え方（看護観，子ども観，介護観など）を省察し，磨いていく」こと、F 対人関係専門職の成長に向けた探求力とは「これらの資質・能力を根底で支える，いわば源泉」（三輪 2023：9）であるとし、表5を示した。

表5 対人関係専門職の資質・能力の層構成

内容	外からの観察・評価	個別的・普遍的状況対応	ハウツー的
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> A 問題解決・課題達成の状況 B 専門分野の指導・助言の知識／技術 C マネジメントの知識・技術 </div>	易	個別的	ハウツー
D かかわり合う人びととの対人関係能力 E 対人関係専門職間の錬磨 F 対人関係専門職の成長に向けた探求力	難	普遍的	ハウツーでない

出典：三輪（2023：10）

ここでの A から C は外部から観察や評価がしやすく，具体的な課題を設定もできるため，研修プログラムのテーマとして位置づけられる。一方で，D から F は，外部からの観察や評価がしにくく，ハウツー的なものではないが，専門職の仕事の根底を成すものである。

今津は特に F の探求心について、「A～E に常に新たな息吹を与えるエネルギーの源泉である。しかも，この F は専門職に本来備わっているはずであり，この F があるからこそ専門職としての自立性が保証されるといえる。そして，この源泉が枯渇すれば A～E すべてが低下する」（今津 2012：66）と論じた。

このことは，丹羽が「単なる知識や技術に基づくものではなく，社会福祉事業に対する意欲，動機，熱意等に基づくものでなければならない。…実地の経験を同時に重視しなければならない」（丹羽

1972 : 69-70) と論じていることに通じるといえよう。

5. 考察

本研究では、児童福祉司の本研究は児童福祉司の専門性に焦点を当て、①児童福祉司の専門性について先行研究を概観するとともに、②児童福祉司の専門性を向上させるための方策を考察してきた。

本研究の結果、児童福祉司の専門性を具体的に明示する先行研究は限られているが、社会福祉専門職（ソーシャルワーカー）の専門性と同様に児童福祉司の専門性も専門知識、専門技術、態度（価値）の3点で行政文書のなかに明示されていることが理解できた。

その背景として、措置機関（行政機関）としての児童相談所には当然、地方公務員が児童福祉司として人事異動で配置されること、児童福祉司の任用資格が「準ずる規定」のため学問的基盤があいまいな者が児童福祉司に任用されてきたこと、公務員としての資質により子どもに関する相談対応を担えてきたことが指摘できる。戦後間もない混乱期の多数の戦災孤児や浮浪児への対応や社会福祉に関する専門教育の機会が現在に比べて格段に少なかったことなどの背景を考えれば、このような児童福祉司の任用方法が認められてきた経緯も理解できよう。そして、児童福祉司の専門性を向上させるために研修や講習が実施されてきた。しかし、短期間であることや受講者が児童福祉司全体では少数であることを考えれば、その効果は薄かったといえる。最近では増加する子ども虐待への対応が課題であると認識され、社会福祉士が児童福祉司として任用されるケースが増えているが、社会福祉士の養成課程では子ども虐待に対応するハード・アプローチを習得する機会は少ない。このような状況でもあることから、児童相談所における虐待相談への対応で虐待死が発生することにより児童福祉司の専門性が不足していると批判がなされた。そのため、児童福祉司の任用研修に伴い、個別到達目標として専門知識、専門技術、態度が具体的に設定されるに至っていると説明できよう。

児童福祉司任用前講習会や児童福祉司任用後研修が導入されたことは多数の児童福祉司が受講するという量的な意味では効果が期待できる。また、今後導入されることも家庭ソーシャルワーカーを含めて専門技術や専門知識を習得する機会があることは有意義といえよう。しかし、そのような取り組みから得られるものは、必要最低限の専門知識や専門技術の習得であり、ハウツーとして方法を適用するものであり、artとしてのソーシャルワークの専門性の獲得ではない。そのため、研修や講習からのみで専門性を獲得しようとするのは不十分であると指摘せざるを得ない。

これまでの検討内容を整理すると、本研究の考察として、児童福祉司の専門性を向上させるための3点が指摘できよう。①専門機関としての児童相談所の体制整備、②専門知識、専門技術を習得する研修、講習、③児童福祉司の実践に関する振り返りである。特に、③については、先行研究で実践から学ぶことの重要性が指摘されている。

以上のことから、児童福祉司の専門性には省察的実践の視点が今後重要になり、児童福祉司の実践を振り返り、実践から専門性を身につけていくことが必要であるといえる。その手段としては実践しながら学び続けることができるOJTやスーパービジョンが挙げられる。三輪による整理（表5）を参考にすると、スーパービジョンを担う指導教育担当児童福祉司が個々の児童福祉司に対して教示するだけでなく、児童福祉司自らが実践を振り返る機会が必要である。

そのようなOJTやスーパービジョンの体制にくわえ、実際に活用できる機会が確保されるように児童相談所の体制整備が求められよう。それは、児童福祉司の増員のような児童相談所の量的向上に加えて、児童相談所の質的向上が重要である。そのためには、措置機関（行政機関）としての児童相談所から専門機関としての児童相談所への転換が必要とも指摘できる。

6. おわりに

本研究は児童福祉司の専門性について先行研究を概観しながら、専門性を向上させるための方策を考察することを目的とした。児童福祉司の専門性が課題として挙げられるものの、その具体的な内容を明らかにするものは少ない状況が明らかになった。

児童相談所は子ども家庭福祉を主管する専門機関を目的に設置された経緯はあるが、その実態は児童福祉法に基づく措置を行う行政機関に変化していった。そのために、行政職員が児童福祉司に任用されてきたため、公務員としての知識や技術、倫理感で対応することが多いという制度的な構造の問題が存在してきたともいえる。

本研究は文献研究として実施したため、専門性を向上させる方策を具体的に検討するまでには至らなかった。今後の課題として、児童福祉司が自らの専門性をどのように捉えているか、スーパーバイザーを務める指導教育担当児童福祉司が実際に児童福祉司をどのように指導教育を担っているのかなど、児童相談所での実践を対象とした量的・質的研究、特に、児童福祉司の実践の暗黙知を言語化する質的研究（帰納的アプローチ）が挙げられる。

注

- 1 2023年からはこども家庭審議会児童虐待防止対策部会
- 2 1972年当時の児童福祉法第11条の2第5号「前各号に準ずる者であつて、児童福祉司として必要な学識経験を有するもの」という規定のこと。現在は児童福祉法第13条第3項第8号に「前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、内閣府令で定めるもの」と規定されている。
- 3 監訳者である柳沢昌一の解説による。

文献

- 相澤仁・安部計彦・奥山真紀子ほか（2020）『児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究報告書』（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）（https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200427_11_1.pdf, 20231211）。
- 秋山智久（1996）『社会福祉従事者の実践と意識に関する全国調査——社会福祉士・介護福祉士の課題と展望』，大阪市立大学生活科学部人間福祉学科社会福祉学研究室。
- 秋山智久（2007）『社会福祉専門職の研究』ミネルヴァ書房。
- Bartlett, H. M. (1970) *The common base of social work practice*, National Association of Social Workers. (=1978, 小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房。)
- Bowers, S. (1949) The nature and definition of social work: Part 3, *Journal of social casework*, 30 (10), 412-7.
- Collins, H. (2013) Three dimensions of expertise, *Phenomenology and the Cognitive Sciences*, 12, 253-73.
- 圓入智仁（2005）「児童福祉司の『専門性』と児童虐待への対応」『教育』709, 109-15.
- Flexner, A. (1915) Is social work a profession?, *Proceedings of the national conference of charities and correction*, 42, 576-90.
- 藤林武史・増沢高（2020）「児童相談所職員の人材育成」『こころの科学』214, 86-91.

- 古川孝順 (1991) 『児童福祉改革——その方向と課題』 誠信書房.
- Gordon, W. E. (1962) A critique of the working definition, *Social work*, 7(4), 3-13.
- 後藤慎司 (2022) 「これからの児童相談所職員に期待する」 川松亮・久保樹里・菅野道英ほか編『日本の児童相談所——子ども家庭支援の現在・過去・未来』 明石書店, 365-8.
- Gratton, L. (2011) *The shift*, Harpercollins. (=2012, 池村千秋訳『ワーク・シフト：孤独と貧困から自由になる働き方の未来図<2025>』 プレジデント社.)
- Greenwood, E. (1957) Attributes of a profession, *Social work*, 2 (3) , 45-55. (=1972, 高沢武司訳「専門職行の特質」 『シンポジウム'73 社会福祉の専門職とは何か』 鉄道弘済会, 181-95.)
- 日和恭世 (2016) 「専門職としてのソーシャルワークの再検討——専門職の概念に焦点をあてて」 『別府大学紀要』 57, 57-66.
- 家村昭矩 (2000) 「児童相談所の現状と当面する課題」 『児童青年精神医学とその近接領域』 41 (5) , 50-4.
- 今津孝次郎 (2012) 『教師が育つ条件』 岩波書店.
- 稲浦康稔・三谷昭雄 (1967) 「児童相談所における児童精神科医の機能——大阪府中央児童相談所における経験から」 厚生省児童家庭局企画課編『児童相談専門職員の執務分析』 日本児童福祉協会, 65-119.
- 井上肇 (1972) 『児童福祉の理論と実践』 川島書店.
- 井上直子 (2020) 「虐待通告受理から家族再構築に至る親子のケア——支援を拒む親もいるなかで」 『こころの科学』 214, 42-5.
- 石井英真 (2021) 「教職の専門性と専門職性をめぐる現代的課題——劣位化・脱専門職化を超えて再専門職化の構想へ」 『日本教師教育学会』 30, 40-50.
- 金井剛 (2020) 「児童相談所の歴史から考える」 『こころの科学』 214, 26-32.
- 加藤幸雄 (2007) 「社会福祉専門職像と専門職養成」 宮田和明・加藤幸雄・牧野忠康ほか編『社会福祉専門職論』 中央法規, 162-80.
- 川松亮 (2020) 「児童相談所は何をすところなのか」 『こころの科学』 214, 14-9.
- 川並利治・井上景 (2018) 「児童福祉司養成に必要な実務の専門性とスキル——児童相談所スーパーバイザーの視点」 『金沢星稜大学人間科学研究』 11 (2) , 15-24.
- こども家庭庁 (2023a) 「児童相談所運営指針」 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fdf4848a-9194-4b7c-b228-1b7ed4847d58/7d8b162a/20230401_policies_jidouguyakutai_hourei-tsuuchi_64.pdf, 2023.11.21)
- こども家庭庁 (2023b) 「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」 (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/gyakutai_boushi/hogojirei/19-houkoku/, 2023.11.6) .
- こども家庭庁 (2023c) 「令和 5 年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料」 (<https://www.cfa.go.jp/councils/jisou-kaigi/r05/>, 2023.11.14)
- Kotzee, B. (2014) Differentiating forms of professional expertise, Young, M. and Muller, J. (eds)., *Knowledge, expertise and the professions*, Routledge, 61-77.
- 厚生省児童局 (1957) 『児童相談所執務必携』 厚生省児童局.
- 厚生省児童局編 (1964) 『児童相談所執務必携 (昭和 39 年改訂) 』 日本児童福祉協会.
- 厚生省児童家庭局企画課編 (1967) 『児童相談専門職員の執務分析』 日本児童福祉協会.
- 厚生省児童家庭局編 (1977) 『児童相談所執務提要』 日本児童福祉協会.

- 厚生労働省（2011）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第7次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/7-2.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2012）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第8次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/8-2.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2013）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第9次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/9-2.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2014）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第10次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-oyoukintoujidoukateikyoku/0000058559.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2015a）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第11次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-oyoukintoujidoukateikyoku/0000099959.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2015b）「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現——新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyo-kushougaihokenfukushibu-Kikakuka/bijon.pdf>, 2023.11.26）。
- 厚生労働省（2016a）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第12次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-oyoukintoujidoukateikyoku/0000137018.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2016b）「社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000116161.pdf, 2023.11.16）。
- 厚生労働省（2017）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第13次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-oyoukintoujidoukateikyoku/0000177954.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2018）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第14次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000362705.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2019）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第15次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000680019.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2020a）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第16次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533868.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2020b）「これまでの議論の中間整理（案）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000684526.pdf>, 2023.11.13）。
- 厚生労働省（2021）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第17次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000822361.pdf>, 2023.11.6）。
- 厚生労働省（2022）「子ども虐待による死亡事例の検証結果等について（第18次報告）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/04.pdf>, 2023.11.6）。
- 久保樹里（2020）「児童相談所児童福祉司の専門性と人材育成の現状と課題——児童相談所職員の対話から」『子どもの虐待とネグレクト』22（3），274-81。
- 黒川昭登（1986）「社会福祉実践における『価値』の問題——日本ソーシャルワーカー協会倫理綱領から」『社会福祉研究』39，13-8。

- 京極高宣 (1987a) 「ソーシャル・ワーカーの職務の専門性とは何か」『社会福祉研究』41, 25-31・49.
- 京極高宣 (1987b) 「社会福祉士の専門性に関する資料」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』23, 139-49.
- 教員の地位に関する特別政府間会議採択 (2023) 「教員の地位に関する勧告」 (<https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387153.htm>, 2024.1.8)
- 町田清 (2002) 「児童相談所職員の専門性と課題」町田清・坂本健編『児童相談所の援助活動の実際』ミネルヴァ書房, 244-55.
- 松平千佳・松元圭 (2022) 「児童福祉司に求められるソーシャルワーカーとしての役割——児童福祉司任用前講習会におけるソーシャルワークの学びを通して」『静岡県立大学短期大学部研究紀要』36, 1-14.
- 松本武子 (1972) 『児童福祉の実証的研究——児童相談所と里親制度』誠信書房.
- 松本武子 (1980) 『児童相談所と里親制度』相川書房.
- Millerson, G. (1964) *The qualifying associations: A study in professionalization*, Routledge & Kegan Paul.
- 宮原順寛 (2016) 「教育実践における専門性の語りと記述と省察」『学校臨床心理学研究——北海道教育大学大学院教育学研究科学校臨床心理学専攻研究紀要』13, 35-50.
- 三輪建二 (2023) 『わかりやすい省察的实践——実践・学び・研究をつなぐために』医学書院.
- 仲村優一 (1957) 「1957年社会福祉事業の動向——ケース・ワーク」『社会事業』40 (12), 61-3.
- 日本医師会 (2021) 「『専門医』がわかる——国民に信頼される専門医制度をつくるために」『Doctor-Ase』38, 6-19.
- 日本社会福祉士会編 (2022) 『三訂社会福祉士の倫理——倫理綱領実践ガイドブック』中央法規.
- 丹羽昇 (1972) 「専門性への提言」『社会福祉学』12, 69-71.
- 二宮直樹 (2019) 「虐待の保護者指導を考える——まとめにかえて」『子どもと福祉』12, 74-7.
- 岡田誠 (1988) 「児童ソーシャルワークにおける専門職倫理の現状と課題——児童相談所の実践を通じて」『ソーシャルワーク研究』14 (2), 40-4.
- 岡田藤太郎 (1978) 「社会福祉におけるケースワークの位置づけ」大塚達雄・岡田藤太郎編『ケースワーク論——日本的展開をめざして』, ミネルヴァ書房, 2-17.
- 岡本民生 (1996) 「社会福祉専門性・専門職制度をめぐる背景と課題」『社会福祉研究』66, 107-113.
- 大塚達雄・井垣章二・住谷馨ほか (1969) 『児童ケースワーク』ミネルヴァ書房.
- 小山聡子 (2020) 「ソーシャルワークにおける『資格』と『機能』の両立とジレンマ——ソーシャルワーク教育の『場』からの考察」『社会福祉研究』138, 11-24.
- Polanyi, M. (1966) *The tacit dimension*, Routledge & Kegan Paul. (=2003, 高橋勇夫訳, 『暗黙知の次元』筑摩書房.)
- Reamer, F. G. (1999) *Social work values and ethics*, Columbia University Press. (=2001, 秋山智久監訳『ソーシャルワークの価値と倫理』中央法規.)
- Richmond, M. (1917) *Social diagnosis*, Russel Sage Foundation. (=2012, 杉本一義監修, 佐藤哲三監訳『社会診断』中央法規.)
- 才村純 (2011) 『児童相談所の専門性の確保のあり方に関する研究——自治体における児童福祉司の

- 採用・任用の現状と課題』平成 21 年度研究報告書，子どもの虹情報研修センター。
- 才村純（2020a）「児童相談所児童福祉司の専門性を考察する」『精神療法』46（5），626-31.
- 才村純（2020b）「児童虐待対策の到達点と課題——児童虐待防止法制定 20 年を経て」『社会福祉研究』137，2-9.
- 佐々木誠二（2022）「宮城県中央児童相談所草創期におけるアリス・キャロルの指導とケースワーク」『東北の社会福祉研究』18，7-22.
- Schön, D. A. (1983) *The reflective practitioner: How professionals think in action*, Basic Books.
 (=2007, 柳沢昌一・三輪健二訳『省察的实践とは何か——プロフェッショナルの行為と思考』鳳書房.)
- 菅野道英（2022）「これからの人材育成をどう進めるのか」川松亮・久保樹里・菅野道英ほか編『日本の児童相談所——子ども家庭支援の現在・過去・未来』明石書店，361-4.
- 菅谷克彦（1967）「児童相談所からみた高木四郎氏の著書について」『児童精神医学とその近接領域』8（2），150-3.
- 杉本一義・三沢光則（1973）『児童福祉の方法』川島書店.
- 鈴木孝子（1999）『社会的構成アプローチと家族援助』川島書店.
- 高木四郎（1964）『児童精神医学各論——児童相談の諸問題』慶応通信.
- 高木四郎（1968）「児童相談所について——菅谷克彦氏に答えて」『児童精神医学とその近接領域』9（2），69-77.
- 高橋重宏（1987）「社会福祉専門教育と研修に求められるもの——社会福祉士，介護福祉士養成に期待するもの」『社会福祉研究』41，50-5.
- 竹森美穂（2019）「ソーシャルワーカーの現代的専門職像に関する一考察——『参加』への協働的志向」『佛教大学大学院紀要社会福祉学研究科篇』47，19-34.
- 竹中哲夫（1989）『児童福祉臨床の方法・技術論』三和書房.
- 筑前甚七（1986）「ソーシャルワーカーの専門職問題」『社会福祉学』27（2），55-74.
- 東京都社会福祉審議会（1967）「東京都における社会福祉専門職制度のあり方に関する中間答申」（<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryoku/no.13/data/shiryoku/syakaifukushi/17.pdf>, 2023.12.04）.
- 辻野けんま・榊原禎宏（2016）「『教員の専門性』論の特徴と課題——2000 年以降の文献を中心に」『日本教育経営学会紀要』58，164-74.
- 津崎哲郎（2001）「児童虐待への介入と援助——児童相談所からの発信」岡田隆介編『児童虐待と児童相談所——介入的ケースワークと心のケア』金剛出版，15-28.
- 津崎哲郎（2010）「待っているだけではあかんです——介入的ソーシャルワークはこうして生まれた」川崎二三彦・鈴木崇之編『日本の児童相談』明石書店，253-308.
- 山室軍平（1925）『地方改善事業叢書 社会事業家の要性』中央社会事業協会地方改善部.
- 矢満田篤二（1989）「児童福祉司の現状と研修案」『ソーシャルワーカー』1，92-7.
- 柳澤孝主（1996）「人をわかることとケースワーク」足立叡・佐藤俊一・平岡蕃編『ソーシャル・ケースワーク——対人援助の臨床福祉学』中央法規，44-68.
- 全国社会福祉協議会社会福祉事業法改正研究委員会（1971）「社会福祉事業法改正に関する中間答申（第 2 号）社会福祉専門職制度について」（<https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryoku/no.13/data/shiryoku/syakaifukushi/48.pdf>, 2023.11.25）.

